埋蔵文化財、土地の瑕疵に関する費用の負担等について

住宅名	埋蔵文化財	土地の瑕疵(地下埋設物等)
赤羽住宅(仮称)	国が本調査を行った範囲内 ・埋蔵文化財の発見に起因する追加費用及び事業中断・遅延リスクは国の負担 ・ただし、附帯的事業の用に供する部分に係るものは事業者の自動が本調査を行った範囲外 ・本調査に要する費用は事業者の負担に会めて提案のことを関係を表現しまであります。 ・埋蔵文事業の負担を選延リオーの場所では事業の関連を表現では関連を表現では関連を表現である。 ・埋蔵で事業の関係を表現では、といるものは事業の関連を表現である。 ・埋蔵で事業の関係を表現では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・国が本事業の入札手続において 提供した本件土地に関する調査資料において明示していない土地の 瑕疵は国の負担(土地の瑕疵に起 因する費用(地下埋設物の撤去費 等)は、事業費に含めずに提案の こと) ・ただし、附帯的事業の用に供す る部分に係るものは事業者の負担
池尻住宅(仮称)	・国において実施した試掘調査の 結果、本調査が必要 ・本調査に要する費用は事業者負担(本調査に要する費用は事業費に含めて提案のこと) ・埋蔵文化財の発見に起因する追加費用及び事業中断・遅延リスクは国の負担 ・ただし、附帯的事業の用に供する部分に係るものは事業者の負担	同上
駒沢住宅(仮称)	・国において実施した試掘調査の 結果、本調査は不要 ・埋蔵文化財が発見された場合、 対応を目黒区と協議 ・埋蔵文化財の発見に起因する追 加費用及び事業中断・遅延リスク は国の負担 ・ただし、附帯的事業の用に供す る部分に係るものは事業者の負担	同上